

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年12月14日(水)  
午前9時58分～午前10時53分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 委員 及川 秀一
- 5 説明のため 震災復興部長 手嶋日出彦  
出席をした 復興区画整理課長 三浦 仁  
者の職氏名 復興区画整理課 佐藤 浩  
閑上西区画整理班長
- 6 事務局職員 事務局 長 今野博幸  
主 査 高橋一暢  
主 事 後藤法子
- 7 付議事件  
(1) 議案第123号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例  
(2) 陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情

- (3) 陳情第14号 市道飯塚成田線の着工・完成に関する陳情
- (4) 陳情第15号 市道鹿島草倉田線の着工・完成に関する陳情
- (5) 陳情第17号 せせらぎ水路の改修についての陳情
- (6) 陳情第18号 名取愛島地区の超高压変電所と超高压送電線網計画を見直し電磁波から住民の心身の健康を守ることを求める陳情
- (7) 陳情第19号 市道上区1号線の拡幅と転落防止のための柵設置についての陳情
- (8) 陳情第20号 閑上東地区土地区画整理事業で造成される貞山堀西側の民有地換地用地の安全性等についての陳情
- (9) 平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査について

午前9時58分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、震災復興部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第123号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 宮城県や土地改良区との協議の結果、このような変更を行うということでしたが、何のために変更するのか、理由をお聞かせください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（三浦 仁） 当初、事業区域界を鍋沼堀の水路の中心として進めてきましたが、水路用地については一部土地改良区の土地などがあります。区域界を水路の中心として進めた場合、分筆の手続などが発生し、処理に時間や費用がかかることとなります。区域界を水路端とし、事務手続を簡素化することについて、県や土地改良区との協議が整ったため変更するものです。

○委員長（相澤祐司） 荒川委員。

○委員（荒川洋平） ではこの変更の結果、土地区画整理事業にどのような影

響があるのか、新たな土地の買収が必要になるのか、面積などについて伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（三浦 仁） 水路について工事は行わないため、事業区域界変更による土地区画整理事業への影響はないと捉えています。また、事業区域界を水路の中心から水路端に変更することにより、鍋沼堀沿線の面積が0.32ヘクタールほど増加することになります。西中塚地区だけで見ると612平方メートルの増となります。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。小野泰弘委員。

○委員（小野泰弘） 今の説明ですと、資料の拡大図の道路を境にして、左右で事業区域界が違います。東側は字界ではなく川の端になっていますが、両側の条件は同じだと思うのです。西側は分筆の影響を全く受けないということによってよろしいですか。

○委員長（相澤祐司） 暫時、休憩をいたします。

午前10時4分 休憩

---

午前10時5分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。答弁、震災復興部長。

○震災復興部長（手嶋日出彦） 県道塩釜亘理線を境として北側の道路では、土地改良区等の権利が水路の中心を跨いでいないため、影響はありません。そのため、区域界をそのままとしています。

○委員長（相澤祐司） 小野委員。

○委員（小野泰弘） 資料2の区域界を変更した部分から東に続く角の部分は、どのように以前の区域界と交わるのか、図に示されていないので教えてください。

○委員長（相澤祐司） 暫時、休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

---

午前10時8分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。答弁、震災復興部長。

○震災復興部長（手嶋日出彦） 区域界の設定ですが、今回変更する鍋沼堀沿いの区域については、堀の西端を区画整理区域端としております。それと県道塩釜亘理線については、現道を含まない形で県道の北側を区域界にしておりまして、そこから水路を横断する形で、区域を東側に…。

都市計画道路の区域界と交わっています。

○委員長（相澤祐司） 暫時、休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

---

午前10時10分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 改正の施行期日について「事業計画変更の公告があった日から」となっていますが、公告の日を確認させてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（三浦 仁） 事業計画変更の公告の日については、平成29年1月17日ごろを予定しています。

○委員長（相澤祐司） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） あくまでも名取市として公告するということですか。既に本市のホームページでは「名取市復興整備計画（第14回変更）を公表しました（平成28年10月28日）」と掲載されていますが、それとは別に改めて公告をするのか、流れを教えてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（三浦 仁） 現在、閑上地区の第3回目の事業計画の変更ということで手続を進めております。平成29年1月13日ごろに認可取得し、1月17日ごろに県の公報等で変更の告示について周知される予定です。

ホームページ等での掲載について、県の認可に伴う事業計画の変更であり、県の公報で周知を図るため、本市のホームページに掲載することは考えていません。

○委員長（相澤祐司） 暫時、休憩をいたします。

午前1時14分 休憩

---

午前1時14分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。答弁、閑上西区画整理班長。

○復興区画整理課閑上西区画整理班長（佐藤 浩）今回、2点の変更があります。一つが都市計画の変更です。8月に説明会を開催し、10月上旬に市の都市計画審議会を経て知事協議の変更告示が10月下旬にありました。都市計画の区域の中に鍋沼堀の変更が加わったことを10月28日にホームページに掲載しています。

もうひとつが今回の事業計画の変更です。これについては10月及び11月に説明会を開催しました。11月上旬から下旬にかけて事業計画を縦覧し、意見書の提出もありました。12月22日に開催される県の都市計画審議会では認められれば、年内もしくは平成29年1月初めに事業認可の申請を行います。事業認可が得られた際の変更の公告を、この公告が今回の条例改正に基づく公告ですが、早ければ1月中旬を予定しています。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業等の施行に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第123号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時19分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

次に、付議事件の（2）陳情第13号 市道七島浜田線の未着工部分の完成に関する陳情から（8）陳情第20号 閑上東地区土地区画整理事業で造成される貞山堀西側の民有地換地用地の安全性等についての陳情までを一括議題といたします。

陳情7カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案7カ件について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料1により説明をなした]

○委員長（相澤祐司） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時、休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

---

\*休憩中の要旨

- ・陳情第20号について、文言の整理を行った。
- 

午前10時45分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、付議事件の（９）平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査についてを議題といたします。

このことに係る委員会調査報告の取りまとめについては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思っております。

○書記（後藤法子） [資料2により説明をなした]

○委員長（相澤祐司） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思っております。

休憩して進めてまいります。

暫時、休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

---

\*休憩中の要旨

・まとめ中、樹木剪定の対応経過について、再度確認することとし、最終的な調整は委員長に一任することとした。

---

午前10時53分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。平成28年度議会懇談会における意見・提言等の調査報告書については、休憩中の協議のとおりといたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時53分 散会

平成28年12月14日

建設経済常任委員会

委員長 相澤祐司